

# 香川大学における教育活動の内部質保証の方針

令和3年3月19日  
令和4年6月23日改訂  
令和5年10月16日改訂  
令和6年11月6日改訂  
教育担当理事決定

## I 趣旨

本方針は、国立大学法人香川大学における内部質保証に関する方針第3に基づき、香川大学における教育活動の内部質保証（以下、「質保証」という。）の方針について定める。

## II 質保証の実施方針

質保証は、本方針に基づき、「教育の内部質保証に関するガイドライン」（平成29年3月31日、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 質保証システムの現状と将来像に関する研究会）（以下「ガイドライン」という。）を踏まえて、教育戦略室及び教育活動に関係する全学委員会並びに各学部及び研究科並びに図書館、学内共同教育研究施設、インターナショナルオフィス及び保健管理センター（以下「部局等」という。）が連携して実施する。

## III 質保証の実施体制（ガイドライン1-2）

質保証は分野責任者（教育担当理事）のもと、教育戦略室が統括業務を行う。各部局等においては、その長が質保証の責任を負うものとする。

## IV 質保証の内容

### 1 教育プログラム及び学修環境・学生支援の点検・評価

#### (1) 点検・評価の観点及び実施体制（ガイドライン1-1、1-2）

教育プログラム及び学修環境・学生支援の点検・評価は、各部局等の長のもと、部局等の単位で次の4つの観点から行い、その結果を各観点到に係る業務を所掌する全学委員会及び会議（以下「全学委員会等」という。）に報告する。全学委員会等は、部局等の報告をもとに、大学全体の単位で各観点到の点検・評価を行う。部局等の責任者及び各観点到に係る業務を所掌する全学委員会等は次のとおりとする。

点検・評価の 観点	全学委員会等	部局等の長
教育課程と学習 成果	全学教務委員会	各学部・研究科長 大学教育基盤センター長

		学生支援センター長 キャリア支援センター長 インターナショナルオフィス長
施設及び 教育設備	【施設】 施設マネジメント委員会	各学部・研究科長 学生支援センター長
	【教育設備】 全学教務委員会 学生支援センター会議	各学部・研究科長 図書館長 大学教育基盤センター長 学生支援センター長 情報化推進統合拠点長 インターナショナルオフィス長
学生支援	学生支援センター会議	各学部・研究科長 学生支援センター長 キャリア支援センター長 インターナショナルオフィス長 保健管理センター所長
学生の受け入れ	アドミッションセンター会議	各学部・研究科長 アドミッションセンター長

(2) 点検・評価の方法及び時期（ガイドライン 2-2）

- ① 点検・評価は、1年に1回行うモニタリング（簡易な点検・評価）と5年から7年に1回行うレビュー（総合的な点検・評価）に分けて行うものとする。
- ② 点検・評価の方法及び時期は、別表のとおりとする。
- ③ 点検・評価は、別に定める「自己点検・評価シート」を用いて行うものとする。

(3) 点検・評価の実施手順

①情報の提供（ガイドライン 1-4、2-4）

教育戦略室は、部局等が行う点検・評価に必要なデータを、教学 IR 部を通じて提供する。

② 学生の参画及び外部のステークホルダーの意見の活用（ガイドライン 1-5）

特にカリキュラム全般の点検・評価の実施にあたり、学部及び研究科においては、毎年1回以上、学生の意見を直接聴取する場を設けるものとする。当該意見聴取については、実施時期（頻度）、実施主体、意見聴取内容を具体的に定めた実施要領等を設け、これに基づいて実施するものとする。

また、学部及び研究科以外の部局等においても、学生や卒業生等に対するアンケート結果等を活用して点検・評価を行うものとする。

### ③ 観点ごとの実施手順

#### ア 教育課程（ガイドライン 2-2、2-3）

- a. 部局等は、所管する教育課程について、本方針が定める点検・評価項目にしたがい、自己点検・評価シートを作成し、また必要に応じて改善案等を作成する。全学教務委員会は、部局等が作成した自己点検・評価シートの内容及び改善案等を精査し、必要に応じて見直しを図ったうえで、部局等へ改善案の実行を指示する。
- b. 部局等は、全学教務委員会の指示に基づき改善を実施し、その結果（成果等）を全学教務委員会へ報告する。
- c. 全学教務委員会は、部局等が行った改善内容を確認し、その内容を部局等が作成した自己点検・評価シート等及び全学教務委員会が部局等へ行った改善指示とあわせて、教育戦略室へ報告する。

#### イ 施設及び教育設備（ガイドライン 5-1）

- a. 部局等は、所管する施設及び教育設備について、本方針が定める点検項目にしたがい、自己点検・評価シートを作成し、また必要に応じて改善案等を作成する。
- b. 全学委員会等は相互に連携し、部局等が作成した自己点検・評価シートの内容及び改善案等を精査し、必要に応じて見直しを図ったうえで、部局等へ改善案の実行を指示する。
- c. 部局等は、全学委員会等の指示に基づき改善を実施し、その結果（成果等）を全学委員会等へ報告する。
- d. 全学委員会等は、部局等が行った改善内容を確認し、その内容を部局等が作成した自己点検・評価シート等及び全学委員会等が部局等へ行った改善指示とあわせて、教育戦略室へ報告する。

#### ウ 学生支援（ガイドライン 5-2）

- a. 部局等は、学生への支援体制及び支援状況について、本方針が定める点検項目にしたがい、自己点検・評価シートを作成し、また必要に応じて改善案等を作成する。
- b. 学生支援センター会議は、部局等が作成した自己点検・評価シートの内容及び改善案等を精査し、必要に応じて見直しを図ったうえで、部局等へ改善案の実行を指示する。
- c. 部局等は、学生支援センター会議の指示に基づき改善を実施し、その結果（成果

等)を学生支援センター会議へ報告する。

- d. 学生支援センター会議は、部局等が行った改善内容を確認し、その内容を部局等が作成した自己点検・評価シート等及び学生支援センター会議が部局等へ行った改善指示とあわせて、教育戦略室へ報告する。

#### エ 学生の受け入れ (ガイドライン 2-3)

- a. 部局等は、学生の受け入れについて、本方針が定める点検項目にしたがい、自己点検・評価シートを作成し、また必要に応じて改善案等を作成する。
- b. アドミッションセンター会議は、部局等が作成した自己点検・評価シートの内容及び改善案を精査し、必要に応じて見直しを図ったうえで、部局等へ改善案等の実行を指示する。
- c. 部局等は、アドミッションセンター会議の指示に基づき改善を実施し、その結果(成果等)をアドミッションセンター会議へ報告する。
- d. アドミッションセンター会議は、部局等が行った改善内容を確認し、その内容を部局等が作成した自己点検・評価シート等及びアドミッションセンター会議が部局等へ行った改善指示とあわせて、教育戦略室へ報告する。

#### 2 点検・評価及び改善の実施状況の点検

- (1) 教育戦略室は、上の4つの観点から実施した点検・評価及び改善結果の報告を受けて、全学的な観点から点検・評価及び改善が適切に実施されているかを点検し、分野責任者へ報告する。分野責任者は、報告を確認の上で、「香川大学における内部質保証の方針」の定める統括責任者へ報告する。
- (2) 分野責任者は、上の4つの観点から実施した点検・評価及び改善結果並びに教学IR部の分析データ等に基づき、全学委員会等に対して、必要な指導・助言を行うものとする。

#### 3 統括責任者からの改善指示への対応

分野責任者は、統括責任者から改善指示を受けた場合は、教育戦略室、全学委員会等及び部局等に対して改善指示を行うとともに、必要な指導・助言を行うものとする。

#### 4 教育プログラムの大きな変更\*に係る手続き (ガイドライン 3-1)

- (1) 教育プログラムの大きな変更を行うに当たっては、その内容が本学の理念、目標に合致していることはもとより、人材需要の動向等社会の要請、学生確保の見通し、また変更後の教育プログラムを運営するうえで必要となる資源等について、全学委員会等で入念な確認を行うものとする。
- (2) 大きな変更を計画している教育プログラムは、その内容が本方針の点検・評価項目を

満たすものであることを全学委員会等で確認する。

- (3) 教育プログラムの軽微な変更については、本方針が定める点検・評価の実施体制の中で、変更の内容に係る組織・責任者が点検・評価及び承認を行うものとする。

※教育プログラムの大きな変更とは、「たとえば、三つのポリシーの大幅な変更、カリキュラムの体系性を担保する上で主要な科目（必修科目等）の変更、当該教科の担当教員の変更、さらにプログラムを運営する上で必要とされる資源（教員、学生、施設設備、資金）の変更など」をいう。（ガイドライン 3-1）

#### 5 教職員の能力開発について（ガイドライン 4-3）

- (1) 部局等は、教育の内容及び教育方法の改善を図るため、教員、教育支援者、教育補助者並びに職員を対象とした組織的な研修等を行うものとする。
- (2) 研修等の開催にあたっては、本方針に基づき実施した点検・評価や改善等の情報を積極的に活用し、教職員間で情報共有するとともにさらなる改善につなげるものとする。
- (3) 研修等の実施計画は学内関係者に広く周知し、また、実施した際にはその内容及び参加状況等を記録するものとする。

#### V 質保証に関する情報の公表（ガイドライン 1-6）

本方針及び本方針に基づく点検・評価及び改善の状況については、原則として公表するものとする。

#### VI その他

分野責任者は、本方針の改訂を行った場合は、大学評価委員会に報告するものとする。